外 貨 普 通 預 金 規 定

１．（預金の預入れ・払戻し）
（１）この預金は外貨預金を取り扱う当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。
（２）この預金の預入れまたは払戻しを行う際には、当行所定の外国為替相場を適用します。
（３）この預金に預入れできるものは次のとおりとします。
①現金
②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等（以下「証券類」という）のうち当店で決済を確認したもの。
③為替による振込金
（４）当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後、受入れます。この場合、特に費用を要するときは、当行所定の手数料をいただきます。
（５）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
（６）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
（７）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
（８）この預金の最低預入額は当行所定の金額とします。
（９）この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名してこの通帳とともに提出してください。
（１０）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
（１１）当行が外貨現金の払戻しの請求を受けた場合、外貨現金または当行所定の外国為替相場により換算した当該外貨現金相当の円貨現金のいずれかにより支払うかは当行の任意とします。

２．（利息）
この預金の利息は付利単位を１通貨単位として、毎年２月と８月の当行所定の日に、当行所定の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。

３．（手数料）
この預金と同一通貨の外貨現金で預入れ、または払戻す場合には、当行所定の手数料をいただきます。

４．（届出事項の変更、通帳の再発行等）
（１）この通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
（２）この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは預金口座の解約、または印章を失った場合の預金の払戻しは、当行所定の手続きをした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

５．（印鑑・署名照合）
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

６．（成年後見人等の届出）
（１）家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
（３）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様に書面によってお届けください。
（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に書面によってお届けください。
（５）前４項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

７．（譲渡、質入れ等の禁止）
（１）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
（２）当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

８．（解約等）
（１）この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行の外貨預金を取り扱う本支店に申出てください。
（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
②この預金の預金者が前条第１項に違反した場合
③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
④ 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
⑤ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
A. 暴力団
B. 暴力団員
C. 暴力団準構成員
D. 暴力団関係企業
E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
F. その他前各号に準ずる者
⑥ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為
（３）この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
（４）前２項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

９．（通知等）
届出のあった氏名（名称）、住所にあてて当行が通知（前条第２項による通知を除きます。）または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１０．（保険事故発生時における預金者からの相殺）
（１）この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
（２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名してこの通帳とともに直ちに当店に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
③第1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
（４）相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１１．（準拠法）
この預金取引については日本における外国為替法規が適用されます。

以　　上